

吉野川とその周辺

和平塚＝大北須賀

大倉邦←家は二条へ移転（明43）

・大倉文兵エ

・大倉亀太郎

・大倉長三郎（現天理教）

・大倉文兵エ

・大倉虎市

・大倉春一

・大倉契

・三宅カゴロウ

・大倉熊兵エ

・洲河シユ

・隠居

出島神社

戸

・栗林サノ

・大倉万吉

・大倉兵衛

・大倉忠兵エ

・大倉信兵エ

・吉田豊吉

・大倉米三郎

・大倉五兵エ

・大倉善三郎



吉野川堤防のできる前，和平塚の民家景観（大倉家蔵）

このようにして藩政末期に掻き寄せ堤があちこちに出来たものの、洪水ごとの災害は大きく、そのため吉野川の利水論が次第にもちあがり、第十の堰も二回の改修、増築が行われ、沿岸の被害を防ぐことができるようになってきた。

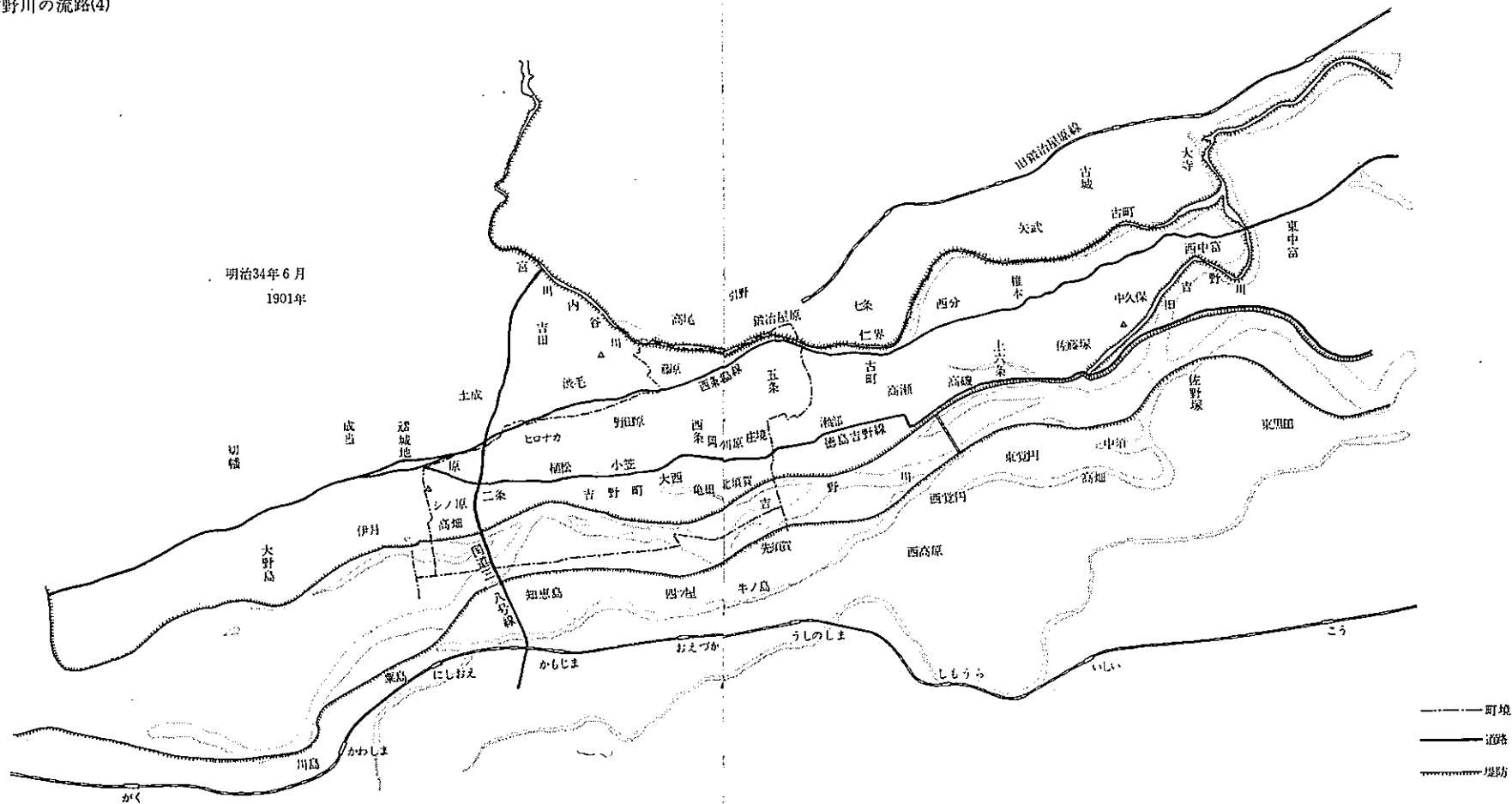
前記のように吉野川の災害は藩政の方針もあって国内でも他に類のないほどのもので、明治十七年（一八八四）、国としてもこの対策にオランダ人、ヨハネス・デレーケを招き、この水理を検査させたほどである。

また、国は、明治三十四年（一九〇一）吉野川実測平面図（一万分の一）を作成し流路改善に努力した。明治四十一年から昭和二年（一九〇八―一九二七）の第一期直轄改修二十年間の長期計画でそれまで放置していた別宮川の堤防工事（県下最大の土木工事）が行われ別宮川を吉野川の本流

4 明治・大正の吉野川

吉野川とその周辺

図6 吉野川の流路(4)



と決定し、第十下流の流
路は固定されたのである。
この工事において旧本流
と新本流との分岐点はも
との位置から一^{キロノ}上流
(今の第十極門)に移され
た。

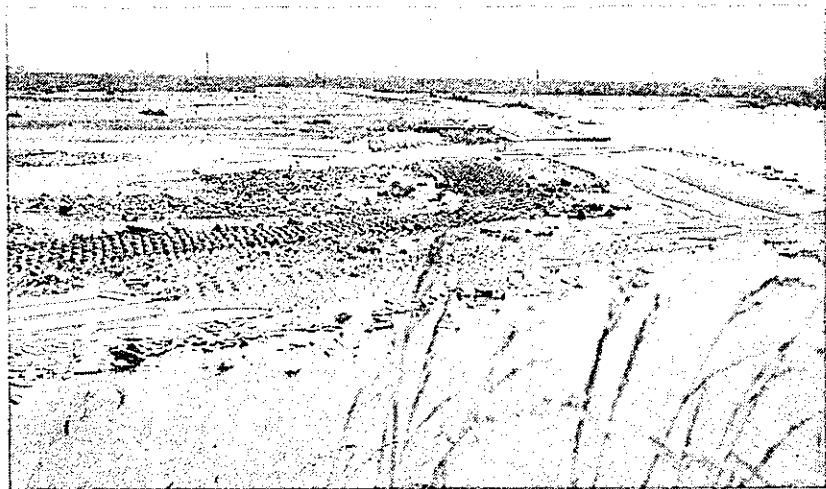
また、この工事は北岸は阿波町岩津から南岸は山川町川田から海までの不連続堤であり本町では小島―二条間が取り残された。この際、従来の掻き寄せ堤は拉幅工事が行われたにすぎない。

この工事のため、阿波文化発祥の地の一つである善入寺島は全島買収され、五百戸に及ぶ民家も

大正四年（一九一五）をも
つて全員離島し、吉野川
の河川敷となった。

明治三十九年（一九〇六）
板名土地改良区（記念―日
露戦争―板名普通水利組合）
による板名用水の吉野川
からの引き込み工事が行
われたが失敗し、その後
柿原堰が明治四十年（一
九〇七）、当時阿波郡柿
島村小島にできた。

間の本堰となり、更に大正十一年（一九二二）には延長百二十間が加えられ、現在の柿原堰に至るもの



吉野川（板名用水取水用せき左岸から南へ）

である。

5 昭和になつて

こうして、洪水のたびに住民を苦しめた吉野川は堤防の完成と共に昭和三年（一九二八）をもって第十樋門から下流の吉野川を旧吉野川と呼び、人工川として生まれた別宮川を改めて吉野川として、新しく出発したのである。

そして、第二次大戦後の昭和二十二年（一九四七）から第二期直轄改修に入り、これまで竹藪で堤防護岸していたものを撤去しコンクリートブロックによる護岸に改め、洩水を防ぎ、一段と拡幅やもり上げにつとめて補強を重ねた。また、従来無堤防地帯であった所にも新たに築堤し、災害の完封につとめた。本町ではこの工事で二条から小島までの堤防が完成した。（昭和三十三年）

その後、昭和四十年（一九六五）新河川法ができ、一級河川に指定され、今では名実ともに四国三郎の偉容をほこっている。

吉野川とその周辺

昭和一一

藤皆次郎代議士にたのみ促進をしようとした。
秋田代議士の調停もかなわず、予算返上中止。

〃 一三

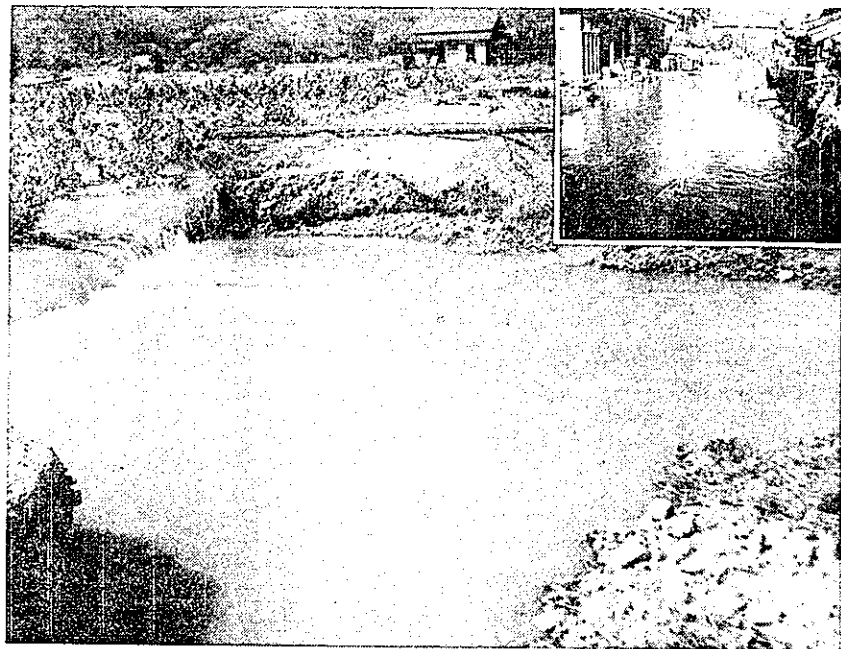
三木代議士にすぎり、一条・御所・松坂・板西・栄を入れ改修期成同盟会再建。
内務省に一六四〇人の署名で陳情したがいつもめる。県人を信用できないと消極的（工事箇所について下板低地民の反対）

〃 一四

旧吉野川と板野町高木で合流案を立てたが、堀江・住吉・大津・北島・板東・藍園が反対。

〃 一七

第一期改修計画がたつ。
宮川内谷橋から古毛川はき出し口まで五〇メートル、泉谷はき出し口まで四五メートル、掟水路末端まで二七メートル、その下流は三四メートルの川幅とする。宮川内谷橋で毎秒四八〇立方メートルの洪水流量は三カ所で溢流



宮川内谷川のはんらん（昭和29年台風12号）

吉野川とその周辺

貯水池の諸元

集水面積	23.14 km ²
湛水面積	0.21 km ²
常時満水位	E L 130.60 m
予備放流水位	E L 124.10 m
サーチャージ水位	E L 135.00 m
総貯水容量	1,350,000 m ³
有効貯水容量	1,220,000 m ³ (治水 950,000 m ³) (農業 770,000 m ³)

補償概要

個人	水田 320アール 畑 195アール 人家 9戸	山林 1,120アール 地 3,300 m ²
公共	県道付替(鶴島～三本松線) 中11(3.5～6.5m)延長1,383 m 平間橋架換 中11(6.0～7.0m)径間 35.0m 林道付替(落久保線) 中11(3.0m)延長 997.0m 用水路付替(見坂平間用水) 延長1,440m	

ダムの諸元

名称	宮川内ダム
位置	徳島県板野郡土成町字宮川内
型式	直線重力式溢流型コンクリート
高さ	36.00 m
堤体積	40,000 m ³
堤頂長	130.00 m
堤頂巾	3.00 m
基礎岩盤地質	砂岩および砂岩粘板岩互層
ゲート型式	2枚式鋼製ローラーゲート(電動)
ゲート寸法	高さ12.5 m×巾9.0 m×1門
農業用放水管	鋼製放水管φ0.50 m×1本
工事施工業者	西松建設株式会社

治水効果	農業効果
年平均推定被害額 89,090千円 年平均推定被害軽減額 31,734千円	年平均推定増産石数 1,595石 年平均推定増産額 71,000千円

3 ダムおよび貯水池の諸元

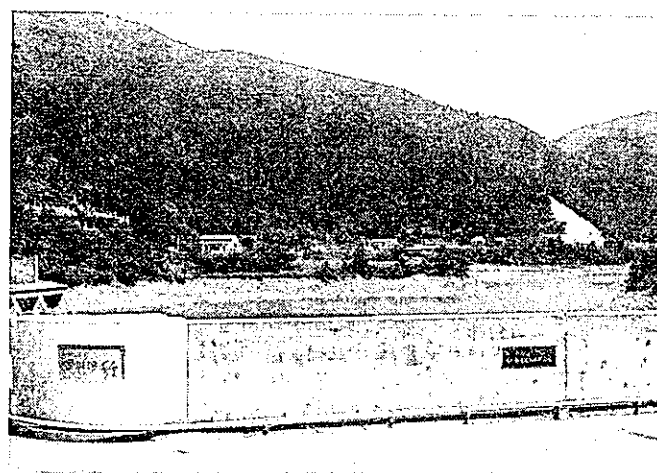
御所土地改良区および大井出土地改良区を対象として、灌漑期間(六月十五日～八月十五日)において毎秒最大〇・五一四立方メートルの補給を行う。

2 灌漑

点御所大橋において基本高水のピーク流量毎秒五〇九立方メートルのうち一三五立方メートルを調節し、毎秒三七四立方メートルに軽減する。

1 洪水調節

年完成した。その概要を紹介する。



宮川内ダムの全容

昭和二〇 第二期改修工事 一、二、三、五〇万円

させ、最下流部には毎秒二〇〇立方メートルを流す計画であった。工費は七一万八〇〇〇円、用地買収費は二二万円であったが、こんどはうまく運んで十八年度で完成、広瀬氏は「洪水に堤はめつどう褒や鍛」と詠んだ。

四十四年度完成を目標とした。

昭和二八

この年には吉野町姥御前付近が決壊して旧一条町から旧高志村を水びたしとし、この災害が第二期改修計画を生んだ。上板町上藤原から合流点まで右岸は一キロ、左岸は八・二キロを補強するものでとくに流勢の集まりやすい右岸に重点がおかれている。総事業費は五億二〇〇〇万円であるが三〇年度から三十四年度までに投入された事業費はまだ三七〇〇万円にすぎない。

〃 三九

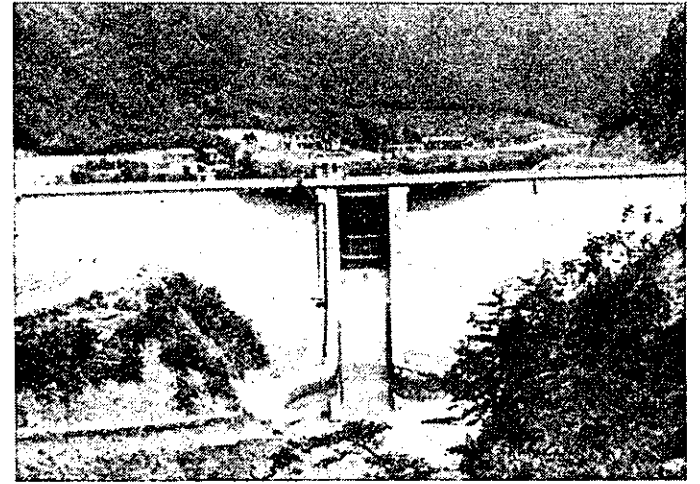
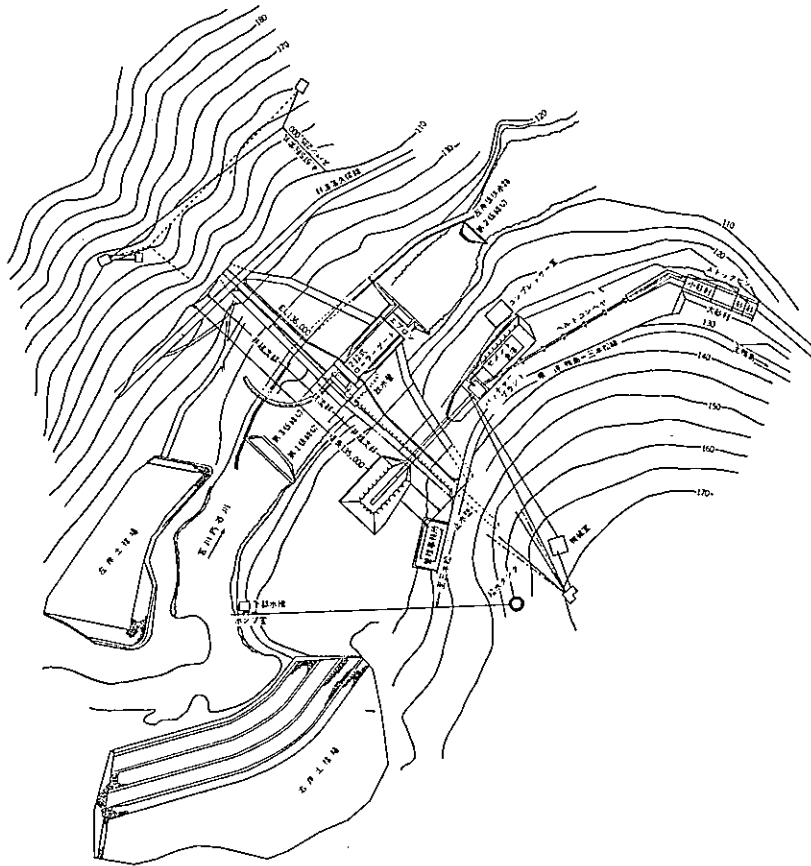
五月十九日 宮川内ダム完成。

このような経過で新しく、平間にダムを構築することになり、昭和三十三年測量をはじめようとしたら、地元民八十名がムシロ旗で阻止しようとした。その後いろいろあって、交渉が成立し、三十四年、三木代議士が地元民に協力するようとのすすめもあり、反対派が賛成し、ついに着工に至った。

いよいよ昭和三十六年の十月、県営事業として着工、昭和三十九

吉野川とその周辺

ダム工事計画平面図



宮川内ダム放水口

誓約書
宮川内谷
多目的ダム
築造による
補償（水没
地区、その
他関係者、
水利権等）
は、覚書の
通り県側と
地元の話し
合いで解決
します。

徳島県知事原菊太郎（以下甲という。）と土成町平間、見坂、宮川内地区関係者新見薫外十九名（以下乙という。）は、土成町宮川内谷川総合開発による水没地区、及びそれに関連する補償買取問題等について、つぎのとおり覚書を取り交わす。

- 1、宮川内谷川総合開発のための多目的ダム及び貯水池建設による水没地区並びにそれに関連する補償及び買取は、甲と乙が誠意をもって話し合い、円満なる了解に達したる後において、平間地区にダムを築造する。
- 2、ダム地点の付替県道は、甲と乙がよく協議し、合意の上決定する。
- 3、ダム上下流の既設かんがい用水利権は、優先するものとし、その取扱い方法については、甲と乙で合意に達するよう協議する。
- 4、甲は、県道鴨島―三本松線を西山側に変更せず、見坂地区に於ては屈曲は行わない。

昭和三十五年九月十三日

甲 徳島県知事 原 菊太郎

乙 平間、見坂、宮川内地区関係者

（以下略）

岡本 正一郎

但し、円満に話し合いが出来ない場合は、ダム工事に着手させない事を御約束致します。

昭和三十五年十一月三日